

長野陸上競技協会全体協議会規約

平成 23 年 1 月 30 日制定

（目的）

第 1 条 一 般財団法人長野陸上競技協会（以下「この協会」と呼ぶ。）全体協議会は、この協会運営全般に関しての、理事会とこの協会の加盟支部および協力団体との連絡、協議 の場とする。

この協議会の業務執行理事は、全体協議会においてこの協会の運営に関しての説明義務を負い、協議員はそれに対して意見を述べることができる。

2 この協議会の評議員会が、評議員・理事・監事を選任するにあたり、全体協議会はそれぞれの候補者名簿を提出することができる。

（構成）

第 2 条 全体協議会は、次の協議員により構成する。また、この協会の理事および監事は、全体協議会の目的のために必要な範囲で出席する。

(1) この協会の加盟支部より 1 名ずつ推薦された支部推薦協議員。ただし、登録審判員数が 100 名以上の加盟支部は 2 名の協議員を推薦できる。

(2) この協会を構成する地区陸上競技協会より 1 名ずつ推薦された地区協議員。

(3) この協会の協力団体より 1 名ずつ推薦された協力団体推薦協議員。

（開催）

第 3 条 全体協議会は、毎年 6 月および 12 月の定例理事会開催日またはその前後 1 ヶ月以内に開催する。

（協議員の任期）

第 4 条 協議員の任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げない。

2 補欠として推薦された協議員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

（費用の弁償等）

第 5 条 協議員が全体協議会に出席することにより生ずる費用等は、すべて推薦した団体が負担するものとする。

附則

この規約は、この法人の設立登記の日から施行する。